

令和 元年度 法人事業報告書

社会福祉法人 米沢仏教興道会

1. 事業全般について

仏教の精神に基づき、先人が歩んできた米沢佛教興道会の歴史をふまえ、現代の社会の福祉ニーズを捕らえ、地域の人々から信頼と共感を得られるよう積極的に社会福祉事業の推進を図り、地域福祉の充実に寄与すべく努めた。

2. 興道西部保育園移転改築について

老朽化した興道西部保育園について、法人では初めての事業となる幼保連携型認定こども園を定員60名から80名（1号認定15名、2号認定42名、3号認定23名）に増員し、所在地「米沢市直江町4番100号」に鉄骨造2階建（803.95平方メートル）を移転改築した。令和2年2月に旧園舎より引っ越しを行い、2月17日より新園舎にて事業を開始（令和2年4月1日より「興道こども園どんぐり」と名称改称）し、年度内に旧園舎の解体工事を完了させた。

3. 興道親和乳児園事業廃止後の運営について

平成31年3月末日をもって事業廃止となった興道親和乳児園について、園舎の解体を行った。また勤務していた職員については、法人全体での雇用調整を行った。土地については近隣のNPO法人（学童保育事業）と賃貸契約を締結し、新たに収益事業を開始した。

4. 養護老人ホームの定員変更並びに一般型特定施設への移行について

養護老人ホーム「星の村」の定員は平成29年に100名から90名に変更を行ったが、その後更に利用者（待機者）の減少及び個室希望者が増加したため、80名に定員を変更した。また制度の改正等に伴い「外部サービス利用型特定施設」から介護サービスを施設内で提供する「特定施設入居者生活介護（一般型）」に移行した。

5. 地域における公益的な取り組みについて

すべての社会福祉法人は地域における公益的な取組、法人の自主性・創意工夫による多様な地域貢献活動が求められている。当法人では、プチハウスにおいて「やまがた子育て応援パスポート事業への協賛」の他、興道東部保育園にて「はらくっちーの みんなのもうひとつのおうち」を3回、プチハウスにて「プチフェスティバル」を、星の村・花の里にて「夏祭り・盆踊り大会」（近隣住民・ボランティア・看護学生・高校生等と共に例年実施）を、花の里にて米沢市委託による「福祉避難所」の受諾を行った。また、米沢市社会福祉協議会主催の「米沢市社会福祉法人連絡協議会」にも加盟し、地域貢献を行った。

6. 法人職員の研修について

職場でのストレスの大きな原因の一つである「人間関係」について、Pacific Well 代表 荒井洋太氏を講師に招き、Telent Focus ワークショップ形式にて、全職員を対象に、6月13日～14日の夜間、研修会を実施した。また1月6日、新年顔合わせ研修として長野県上田市、安楽寺住職、若林恭英（公益財団法人「シャンティ国際ボランティア会SVA」会長）老師を講師に招き、「共に生き共に学ぶ 仏教系NGOの活動について」の演題にて講演会を開催した。

7. 法人役員の選任について

法人の定款に基づき、理事及び監事の改選・選任を行った。また、評議員選任・解任委員会を開催し、評議員の一部解任・選任を行った。

8. 年次有給休暇の取得義務化対応について

働き方改革法案の成立により、年10日以上の有給休暇が付与される職員に対し、年5日以上の有給休暇の取得が義務化された。対象職員に対して、有給取得日の調整も行いながら、全職員取得させることが出来た。

9. 麻しん風しん予防接種について

1歳未満児や免疫機能が低下してしている状態の子が麻しんを発症した場合、重篤ウィルス性肺炎等で死に至る場合があることや、風しんウィルスに感染すると妊娠初期妊婦の赤ちゃんが障害を生じる可能性があることから、保育所に勤務する全職員を対象に、抗体検査を行った上でMRワクチンの接種を行った。

10. 台風19号への対応について

10月に記録的な大雨をもたらした台風19号により、10月12日深夜、米沢市内他法人の特別養護老人ホーム入所者に対して避難指示が出された。「置賜地区老人福祉施設長連絡協議会災害時施設相互応援協定」に基づき、星の村にて3名、花の里にて16名の利用者の受け入れを行った。翌13日には避難解除となり、全員無事に帰所させることができた。

11. 処遇改善交付金について

現在勤務している職員の給与改善や職場への定着率を上げるため、処遇改善交付金の制度に対応しつつ、職員の給与のアップ並びにやりがいの持てる職場づくりに努めた。

12. 苦情解決結果の公表について

本会苦情解決規程第9条に基づく結果の公表については、苦情受付件数が老人福祉事業において3件、保育事業で9件であった。それらは全て苦情解決責任者（施設長）での解決となり、法人（第三者委員等）に関わる苦情はなかった。

13. 法人のコンプライアンスについて

法令を遵守し規程の整備・見直しに努めその運用を適切に行うと共に、行政との連携・協力の促進、地域との関係の継続を図り、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めた。

14. 法人諸事業の調整について

評議員会・理事会で審議する重要案件以外の年度中途の諸事業の調整については、各施設長等による「事務局会議」を毎月開催し、その中で協議・調整・打合せを行い、スムーズな法人運営に努めた。

15. 各施設、各事業の事業報告は別紙の通り。